

みどりの食料システム戦略

みどり投資促進税制のご案内

化学肥料や化学農薬の使用を低減させる設備等を導入した場合、導入当初の税負担を軽減できます。

対象者

青色申告を行う農業者又は農業者の組織する団体

※みどりの食料システム法に基づき、都道府県知事による実施計画の認定を受ける必要があります。

対象設備等

- ・メーカーが国の確認を受けた機械・装置、器具・備品※
 - ・上記機械等と一体的に整備する建物及び付帯設備、構築物
- ※取得価格が100万円以上であること、10年以内に販売されたモデルであること 等

＜対象設備等の例＞

紙マルチ田植機



ポット成苗田植機



水田用除草機



マニユアスプレッター



色彩選別機



対象機械はコチラ！



※補助事業と組み合わせで活用することも可能です。

特例措置の内容

特別償却 機械等：32%、建物等：16%

適用期限

令和8年3月31日

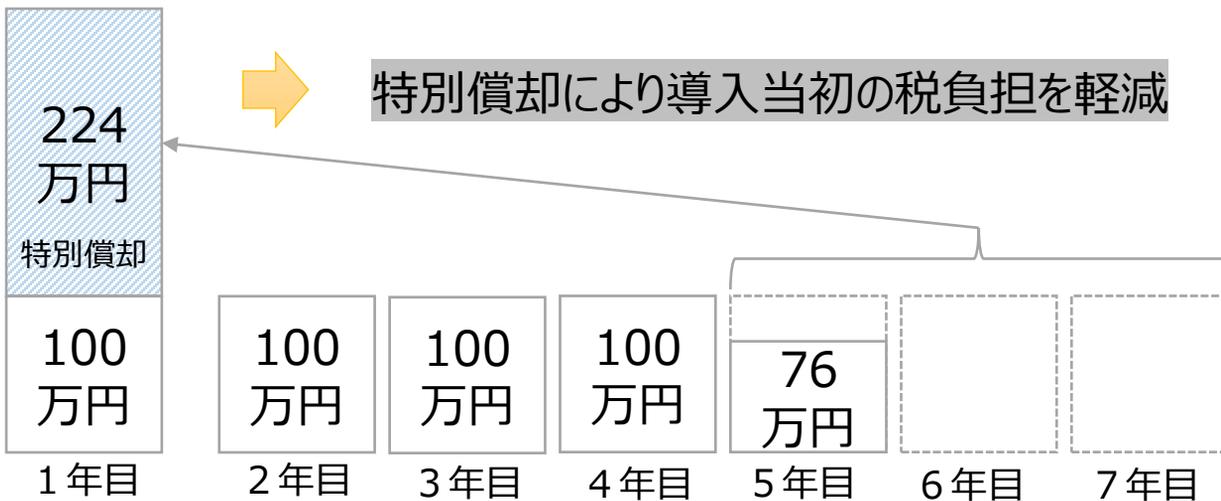
根拠条文

租税特別措置法 第11条の4第1項【所得税】
第44条の4第1項【法人税】

特別償却のイメージ

導入当初に、通常の償却額に一定額を上乗せして償却できます。
(設備：取得価額×32%、建物：取得価額×16%)

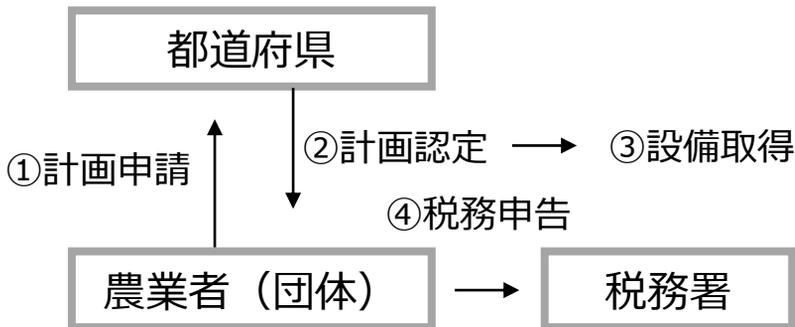
700万円の機械（耐用年数7年）を導入した場合（例）



特別償却により導入当初の税負担を軽減

手続き

- ①・② 都道府県知事に環境負荷低減事業活動実施計画の認定を申請します。
- ③ 計画が認定されてから、同計画に基づき設備等を導入※します。
※取得し、事業の用に供することをいいます。
- ④ 納税書類に「償却限度額の計算に関する明細書」を添付して税務申告します。



計画申請受付開始時期は都道府県によって異なります。

【お問い合わせ先】

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

☎ 03-6744-7186 (直通)

✉ midorihou_kankyo_bio@maff.go.jp

みどりの食料システム戦略についてはこちらをご覧ください。

みどりの食料システム戦略 検索